

# ミャンマーに対する法整備支援の概要

前国際協力部教官（現東京地方検察庁立川支部検事）

村田 邦行

## 1 はじめに

本稿は、法務省法務総合研究所国際協力部（以下、「国際協力部」といいます。）創設20年の特集記事の一つとして、国際協力部在籍中<sup>1</sup>にミャンマー担当教官であった本職より、同国に対するこれまでの法整備支援活動を紹介するものです。

もっとも、ミャンマーに対する法整備支援については、過去のICDNEWS等において、多くの方々が執筆、紹介されておりますので<sup>2</sup>、詳細はこれらに譲り、本稿ではその概要を紹介するにとどめます。

本稿中、意見にわたる部分は、本職の私見です。

## 2 経緯等

ミャンマーにおける2011年3月の民政移管を契機として、同国に対する法整備支援の開始に向けた動きが始まりました。

国際協力部は、2012年以降、現地調査のほか、慶應義塾大学や独立行政法人国際協力機構（JICA）等の関係機関と協力して、ミャンマー連邦最高裁判所長官、ミャンマー連邦法務長官らを我が国に招へいするなどし、JICAが行う法整備支援プロジェクトの実現に向けた活動を行いました。

このような予備的な活動を経て、2013年11月20日から連邦法務長官府との間で、2014年1月7日から連邦最高裁判所との間で、両機関をカウンターパート（プロジェクトの相手方機関）とする「JICA法整備支援プロジェクト（フェーズ1）」が開始しました。フェーズ1は、所定の延長手続を経て、2018年5月31日まで実施されました。

2018年6月1日からは、フェーズ1に引き続いて、「JICA法・司法制度整備支援プロジェクト（フェーズ2）」が開始しました。フェーズ2は、所定の延長手続を経て、その期間は2023年5月31日までとなっています。

以下では、フェーズ1及びフェーズ2を「本プロジェクト」と総称します。

## 3 活動内容

本プロジェクトは、主に検察官及び弁護士出身の長期派遣専門家各1名<sup>3</sup>、業務調整に

<sup>1</sup> 2019年4月から2021年3月まで。

<sup>2</sup> ICDNEWSの原稿は、国際協力部のホームページからご覧いただけます。

<sup>3</sup> 2019年4月から2021年3月まで、裁判官出身の長期派遣専門家1名も本プロジェクトの活動に従事していました。

係る長期派遣専門家1名の体制で<sup>4</sup>、ミャンマーにおける法の支配の確立やこれによる持続的な経済成長の促進等を目的として、これまでに、カウンターパートである連邦法務長官府及び連邦最高裁判所とともに、経済関連法分野を中心とした法整備、迅速かつ適切な紛争解決を図る司法制度の構築、法・司法分野の人材育成に資する様々な活動を行ってきました。

具体的には、会社法や倒産法等の起草支援、知的財産に係る裁判手続規則の起草支援とこれを通じての知的財産に係る裁判制度構築支援、調停制度の構築に向けた支援といった「法案起草支援」「制度構築支援」や、カウンターパート職員等を対象とした執務参考資料の作成といった「業務改善支援」、新任裁判官・検察官向けの研修教材に係る作成支援といった「人材育成支援」を行ってきました。

各分野での支援活動では、長期派遣専門家とカウンターパート職員が継続的にミーティングを開催するなどしたほか、我が国の法律専門家を現地に招いてのセミナーやワークショップを開催するなどして<sup>5</sup>、我が国の知見の提供、共有が図られてきました。

2020年は新型コロナウイルス感染症が世界的に猛威を振るいましたが、この影響により現地での活動に制約が生じてからも、長期派遣専門家を中心にウェブ会議システムを積極的かつ有効に活用し、上記の継続的なミーティングのほか、知的財産<sup>6</sup>や調停<sup>7</sup>の分野に関するオンラインセミナーを開催するなどして、支援活動が行われてきました。

国際協力部は、これまで、主に、所属教官の長期派遣専門家としての派遣、現地セミナーでのプレゼンテーション、本邦研修の企画運営などの形で、本プロジェクトに全面的に協力してきました。

本稿執筆時（2021年5月）までに行った本邦研修は、合計18回であり、テーマは以下のとおりです<sup>8</sup>。

第1回（2014年5月）	法・司法制度一般
第2回（2014年11月）	研修制度
第3回（2015年3月）	立法過程
第4回（2015年6月）	会社法
第5回（2015年11月）	研修制度
第6回（2016年2月）	知的財産に係る裁判制度等

<sup>4</sup> 長期派遣専門家は、本来、現地のプロジェクト事務所に常駐して活動していますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、2020年4月に一時避難帰国して以降、日本で活動を行っています。

<sup>5</sup> 例えば、本職は、在職中、知的財産分野の活動に関し、アドバイザーグループ（AG）のメンバーである明治大学法科大学院教授の熊谷健一先生、弁護士三村良一先生（元裁判官）及び弁護士の小野寺良文先生がミャンマー現地に出張して講師等を務めた、商標法の裁判手続規則の起草に関するセミナーに参加する機会を得ました（2019年6月）。

<sup>6</sup> 例えば、弁護士の黒瀬雅志先生を講師とする、商標法のエンフォースメントに関するオンラインセミナーが2020年8月に開催されました。なお、同セミナーの内容に関しては、「ミャンマー：商標法に関するオンラインセミナーについて」（ICDNEWS第85号・2020年12月号）において、下道良太前国際協力部教官（現東京地方裁判所判事補）及び本職が紹介しております。

<sup>7</sup> 中京大学教授の稲葉一人先生（元裁判官）を講師とする、調停人養成に関するオンラインセミナーが2021年1月に開催されました。

<sup>8</sup> 各研修の概要については、ICDNEWSに原稿が掲載されているものがあるほか、国際協力部のホームページに掲載されているフォトニュースでもご覧いただけます。

第7回（2016年6月）	倒産法
第8回（2016年11月）	調停・民事訴訟
第9回（2017年2月）	倒産法
第10回（2017年6月）	ビジネス関連法
第11回（2017年11月）	知的財産に係る裁判制度等
第12回（2018年3月）	新しいタイプの証拠
第13回（2018年7月）	新しい契約類型，裁判外紛争解決手続
第14回（2018年11月）	法曹の人材育成，研修制度
第15回（2019年3月）	法的紛争の予防及び解決と国の関与
第16回（2019年7月）	立法過程
第17回（2019年10月）	調停
第18回（2020年3月）	知的財産に係る裁判制度等 <sup>9</sup>

以上をご覧になってお分かりのように、本プロジェクトの支援対象分野は多岐にわたっています。

本プロジェクトのPDM<sup>10</sup>では、支援対象とする法令を具体的に挙げるなどしていません。これは、対象法令等を敢えて具体的に掲げないことにより、法案起草や法の運用等を担うカウンターパートの時々々の要望に応じて、柔軟に支援活動が行えるようにすることを企図したものであり、本プロジェクトの特徴の一つと思われます。

実際、本プロジェクトでは、このようなPDMの特徴を活かし、これまでに、先ほど紹介したような多岐にわたる分野において支援活動を行い、カウンターパートのニーズに応じてきました。

支援活動による近時の成果としては、ミャンマー国内の下級裁判所の一部における民事調停制度の試験運用（パイロットプログラム）の開始<sup>11</sup>とその拡大、連邦法務長官府の契約審査担当部門の職員を対象とした契約審査ガイドラインの作成、主に裁判官を対象とした経済関係法に関する執務参考資料（ケーススタディブック）の作成、主に裁判官を対象としたミャンマー商標法に関する執務参考資料の作成などが挙げられます。

#### 4 国際協力部におけるその他の活動

法務省では、国際協力部において、ミャンマーの土地関連法制やその運用実態に関する共同研究や調査を行ってきました。

本活動は、ミャンマーにおいて、今後、土地の登録等に関する法制度の整備、改善が必要になると見込まれることから、同制度に関するミャンマーの現状や課題、必要となる支援内容を把握するとともに、我が国の知見を提供、共有することを目的として行っ

<sup>9</sup> 新型コロナウイルス感染症の拡大等のため、途中で打ち切りとなりました。

<sup>10</sup> Project Design Matrix（プロジェクト・デザイン・マトリクス：プロジェクトの概要表）の略。

<sup>11</sup> パイロットプログラムの開始経緯等の詳細については、中島朋子（元ミャンマー長期派遣専門家・弁護士）「ミャンマーにおける裁判所主導の民事調停制度の導入について」（ICDNEWS第79号・2019年6月号）をご覧ください。

てきたものです。

共同研究に関しては、これまでに、2017年8月、2019年1月、同年11月、2020年12月の4回、実施しています<sup>12</sup>。最初の3回は、ミャンマーにおいて土地登録等を所管する建設省、農業畜産灌漑省、ヤンゴン市開発委員会等の職員を研究員として我が国に招へいして実施し、直近の1回は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、我が国への招へいができなかつたため、同職員らがミャンマーから参加し、国際協力部教官らが日本から参加するオンライン形式で実施しました。

調査に関しては、森・濱田松本法律事務所（2017年度）や、日本土地家屋調査士会連合会（2018年度及び2019年度）に調査を委託する形で実施しました<sup>13</sup>。

## 5 おわりに

2021年2月1日以降、ミャンマー情勢は一変し、本プロジェクトをはじめとする法整備支援活動も不透明な状況が続く中、本職は、国際協力部から異動となりました。

ミャンマーに対する法整備支援に携わった者の一人として、この状況が1日も早く改善されることを祈念しています。

以 上

---

<sup>12</sup> 各共同研究の概要については、国際協力部のホームページに掲載されているフォトニュースでご覧いただけます。

<sup>13</sup> 各調査に係る報告書は、国際協力部のホームページからご覧いただけます。